

## V 被災者生活再建支援

### § 1 応急仮設住宅の入居状況

東日本大震災により被災し、住宅が全壊、全焼又は流出するなどして居住できる住宅を失った方へ、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供与している。仙台市においては、平成28年10月末にプレハブ仮設住宅入居世帯がゼロになったほか、平成29年3月末までに市内で被災した世帯が全て再建し、現在は市外で被災した世帯のみが入居している。

市内応急仮設住宅の入居状況

(単位：世帯)

| 仮設住宅種別    | 平成24年3月末<br>(ピーク時) | 平成30年<br>4月1日 | 平成31年<br>4月1日 | 令和2年<br>4月1日 | 令和3年<br>4月1日 | 令和4年<br>4月1日 | 令和5年<br>4月1日 | 令和6年<br>4月1日 |
|-----------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| プレハブ仮設住宅  | 1,346              | 0             | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| 借上げ公営住宅等  | 825                | 1             | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| 借上げ民間賃貸住宅 | 9,838              | 312           | 23            | 2            | 2            | 2            | 1            | 1            |
| 計         | 12,009             | 313           | 23            | 2            | 2            | 2            | 1            | 1            |
| (被災場所)    | 市 内                | 7,966         | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
|           | 市 外                | 3,785         | 313           | 23           | 2            | 2            | 1            | 1            |
|           | 不 明                | 258           | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |

(資料：社会課 (以下、本項中の表いずれも同様))

### § 2 生活再建支援

仮設住宅に入居する個々の世帯状況や再建方針等の把握のため郵送による書面調査に加え、平成24年10月から生活再建支援員（シルバー人材センター会員）による市内の仮設住宅入居全世帯への戸別訪問を行った。

戸別訪問で明らかになった個々の世帯の生活状況や住まいの再建に向けた課題等を整理・分析し、世帯を4つに類型化した。また、平成26年3月には支援の方向性や支援策等を体系的に定めた「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、支援に取り組んだ。

なお、「被災者生活再建推進プログラム」は、本市で被災された世帯に対する仮設住宅の供与期間が5年で終了することを踏まえ、平成27年3月に、伴走型民間賃貸住宅入居支援など、新たな住まいへの移行支援策を強化した「被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、引き続き、各世帯の事情を踏まえたきめ細かな支援を実施している。

※生活再建支援員による仮設住宅入居世帯への訪問は、平成30年度をもって終了した

戸別訪問した市内応急仮設住宅入居世帯の状況

(単位：世帯)

| 世帯分類            | 平成31年<br>4月1日 | 令和2年<br>4月1日 | 令和3年<br>4月1日 | 令和4年<br>4月1日 | 令和5年<br>4月1日 | 令和6年<br>4月1日 |
|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 生活再建可能世帯        | 19(82.6%)     | 2(100.0%)    | 2(100.0%)    | 2(100.0%)    | 1(100.0%)    | 1(100.0%)    |
| 日常生活支援世帯        | 3(13.0%)      | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     |
| 住まいの再建支援世帯      | 0( 0.0%)      | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     |
| 日常生活・住まいの再建支援世帯 | 1( 4.4%)      | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     | 0( 0.0%)     |
| 計               | 23(100.0%)    | 2(100.0%)    | 2(100.0%)    | 2(100.0%)    | 1(100.0%)    | 1(100.0%)    |

生活再建可能世帯：住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題はなく日常生活を送っている世帯

日常生活支援世帯：住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯

住まいの再建支援世帯：住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯

日常生活・住まいの再建支援世帯：住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯

### § 3 被災者等への情報提供

#### 復興定期便の送付

平成23年10月から平成30年11月まで、希望する被災者に対して様々な生活支援情報を取りまとめた復興定期便を送付した。

復興定期便発行実績

(単位：部)

| 平成23年度 | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 45,878 | 126,482 | 127,300 | 128,137 | 117,788 | 76,006 | 1,619  | 549    |

VI 新型コロナウイルス感染症対応

本市においては、令和2年2月29日に新型コロナウイルス感染症の陽性者1例目を確認し、令和5年5月7日までに市内で確認された陽性者は計278,673人となった。また、5類感染症移行後（令和5年5月8日以降）は、季節性インフルエンザと同様、流行状況の把握方法が全数把握から定点把握に切り替わり、週1回の公表となった。

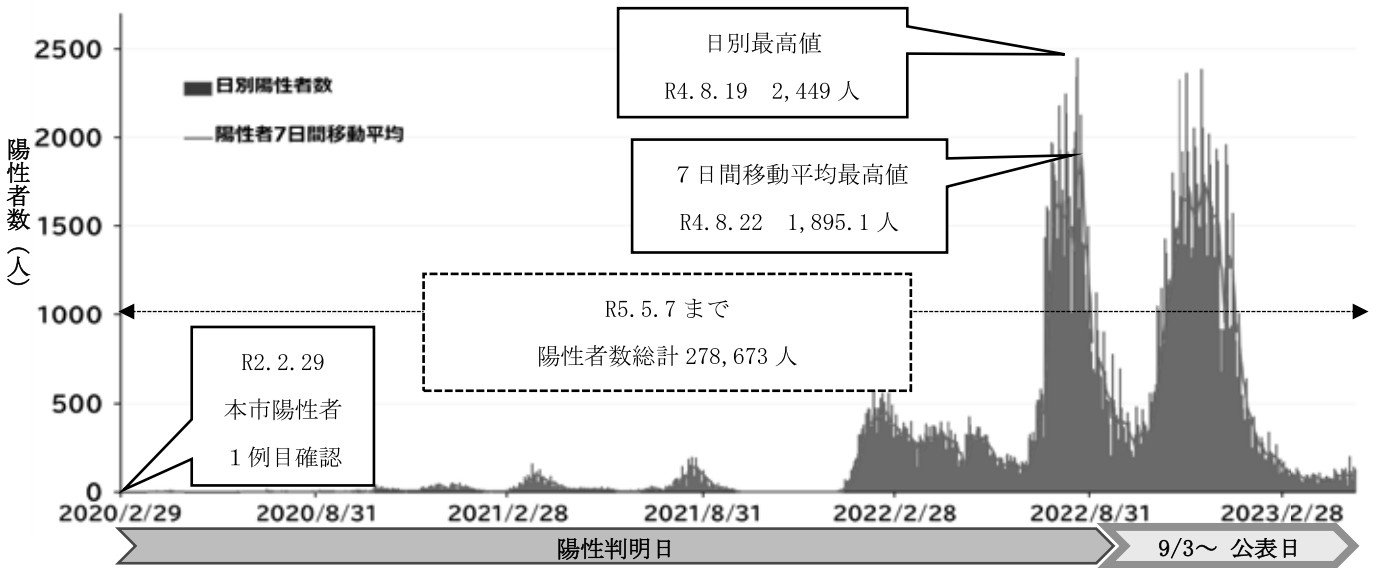
健康福祉局では、医療・検査体制等の確保や自宅療養者の支援、保健所の体制強化、ワクチン接種体制の確保、その他市民生活への支援などの対応を行ってきた。5類感染症移行後は、「療養解除後の相談（後遺症等）ダイヤル」（令和6年3月末終了）に加えて「5類移行に関する専用ダイヤル」（令和5年7月末終了）を設け市民からの相談を受け付けた。

本市の状況及び主な対応について、詳しくは次のとおりである。

§ 1 本市の状況

1 新規陽性者数（陽性判明日別：R4.9.2まで）（公表日別：R4.9.3以降）の推移

（令和2年2月29日から令和5年5月7日）



※陽性者7日間移動平均：6日前から当日までの7日間の新規陽性者数の平均値

2 ワクチン接種状況（令和6年5月28日現在）

(1) 1回目～3回目の接種状況

| 年代           | 接種回数（回）  |          |          | 接種率    |        |        | 接種<br>対象者数<br>（人） |          |
|--------------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|-------------------|----------|
|              | 1 回目     | 2 回目     | 3 回目     | 1 回目   | 2 回目   | 3 回目   |                   |          |
| 6 か月～4 歳     | 1, 321   | 1, 255   | 1, 034   | 3. 9%  | 3. 7%  | 3. 0%  | 34, 027           |          |
| 5 歳～11 歳     | 10, 919  | 10, 710  | 4, 593   | 17. 7% | 17. 3% | 7. 4%  | 61, 812           |          |
| 12 歳～19 歳    | 47, 675  | 47, 365  | 29, 322  | 63. 8% | 63. 3% | 39. 2% | 74, 783           |          |
| 20 代         | 69, 411  | 69, 131  | 51, 735  | 56. 1% | 55. 8% | 41. 8% | 123, 787          |          |
| 30 代         | 92, 547  | 92, 259  | 69, 262  | 69. 3% | 69. 1% | 51. 8% | 133, 582          |          |
| 40 代         | 126, 025 | 125, 581 | 99, 086  | 78. 5% | 78. 2% | 61. 7% | 160, 561          |          |
| 50 代         | 132, 507 | 132, 157 | 115, 794 | 88. 6% | 88. 4% | 77. 5% | 149, 485          |          |
| 60 代         | 109, 367 | 109, 191 | 103, 924 | 90. 4% | 90. 3% | 85. 9% | 120, 983          |          |
| 70 代         | 113, 103 | 112, 874 | 110, 593 | 93. 8% | 93. 6% | 91. 7% | 120, 606          |          |
| 80 代         | 64, 967  | 64, 802  | 63, 530  | 98. 2% | 98. 0% | 96. 1% | 66, 138           |          |
| 90 代以上       | 17, 559  | 17, 509  | 17, 164  | 97. 9% | 97. 6% | 95. 7% | 17, 942           |          |
| 全体           | 785, 401 | 782, 834 | 666, 037 | 73. 8% | 73. 6% | 62. 6% | 1, 063, 706       | 6 か月以上人口 |
| うち<br>65 歳以上 | 249, 939 | 249, 411 | 243, 602 | 94. 5% | 94. 3% | 92. 1% | 264, 500          | 65 歳以上人口 |
| 全体           | 785, 401 | 782, 834 | 666, 037 | 73. 6% | 73. 3% | 62. 4% | 1, 067, 486       | 全人口      |

(2) 4回目～7回目の接種状況

| 年代          | 接種回数（回） |         |         |         | 接種率   |       |       |       | 接種対象者数（人） |
|-------------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-----------|
|             | 4回目     | 5回目     | 6回目     | 7回目     | 4回目   | 5回目   | 6回目   | 7回目   |           |
| 6か月～4歳      | 403     | —       | —       | —       | —     | —     | —     | —     | 34,027    |
| 5歳～11歳      | 1,621   | 564     | 12      | —       | —     | —     | —     | —     | 61,812    |
| 12歳～19歳     | 10,953  | 2,039   | 92      | 1       | —     | —     | —     | —     | 74,783    |
| 20代         | 18,509  | 5,486   | 1,814   | 696     | —     | —     | —     | —     | 123,787   |
| 30代         | 27,932  | 9,792   | 3,843   | 1,767   | —     | —     | —     | —     | 133,582   |
| 40代         | 47,835  | 17,059  | 7,090   | 3,486   | —     | —     | —     | —     | 160,561   |
| 50代         | 71,563  | 29,972  | 12,794  | 6,574   | —     | —     | —     | —     | 149,485   |
| 60代         | 87,330  | 63,965  | 40,977  | 24,601  | 72.2% | —     | —     | —     | 120,983   |
| 70代         | 103,869 | 92,141  | 73,836  | 57,628  | 86.1% | —     | —     | —     | 120,606   |
| 80代         | 59,795  | 53,771  | 44,346  | 35,180  | 90.4% | —     | —     | —     | 66,138    |
| 90代以上       | 16,247  | 14,612  | 12,274  | 9,307   | 90.6% | —     | —     | —     | 17,942    |
| 全体          | 446,057 | 289,401 | 197,078 | 139,240 |       |       |       |       | 1,063,706 |
| うち<br>65歳以上 |         | 198,263 | 157,422 | 120,320 |       | 75.0% | 59.5% | 45.5% | 264,500   |
| うち<br>60歳以上 | 267,241 |         |         |         | 82.1% |       |       |       | 325,669   |
| 全体          | 446,057 | 289,401 | 197,078 | 139,240 | —     | —     | —     | —     | 1,067,486 |

6か月以上人口  
65歳以上人口  
60歳以上人口  
全人口

※「接種回数」は、「ワクチン接種記録システム（VRS）」（個人の接種状況を記録し、各自治体における接種状況の逐次把握を支援するため、国が構築したシステム）に登録された数値を集計したもの。

※「接種対象者数」は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳による年齢別人口。

「6か月～4歳」は、0歳～4歳の人口に10分の9を乗じて小数点以下を切り上げたもの。

※「接種率」は、「接種対象者数」を母数として計算している。

※「接種回数」と「接種対象者数」の算出基準日が異なるため、接種率が100%を超える場合がある。

※4回目接種以降の接種については基礎疾患の有無や前回までの接種回数により、接種対象者数が異なっており（4回目接種の60歳以上を除く）、該当する方の人数を把握することができないため、「接種回数」のみ記載している。

## § 2 主な対応

### 1 医療体制等の確保

#### (1) 帰国者・接触者相談センターの設置

令和2年1月24日、各区保健福祉センターに帰国者・接触者相談センターを設置した。

医療機関等から連絡のあった事案についての対応を行うとともに、感染症に関する相談対応を行った。令和2年11月5日から受診・相談センターにおいて対応を開始し、5類感染症移行後は、「受診情報センター」で令和6年3月31日まで対応を継続した。

#### (2) コールセンターの設置

令和2年2月4日、宮城県と共同でコールセンターを設置した。

24時間体制で新型コロナウイルス感染症の疑似症状がある方や不安を抱えている方等の相談に応じ、令和2年11月5日より、「受診・相談センター」として発熱等の心配な症状のある方に、診療・検査医療機関等の情報提供を行った。

5類感染症移行後は、「受診情報センター」と名称を変更し、発熱等の症状がある方からの相談に加えて、新型コロナウイルス感染症に感染し療養中の方からの相談対応を行った。

当該コールセンターの設置事業は、令和6年3月31日をもって終了した。

#### (3) 入院病床・宿泊療養施設の確保

感染症患者の入院調整については、令和2年度当初まで本市と宮城県とがそれぞれ個別に行っていたが、令和2年12月10日に宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部（以下、「調整本部」という。）を宮城県と本市にて合同で設置し、入院調整、宿泊療養調整及び患者搬送等調整を一本化して実施してきた。また、感染症患者が増加した際にも重症者等を受け入れる医療機関の病床が確保できるよう、軽症者や無症状者が療養するための施設の確保とその運営について、実施主体の宮城県と協力して対応を進めてきた。感染症指定医療機関や入院協力医療機関、宿泊療養施設への患者搬送については、民間救急等への委託により実施し、救急対応が必要な場合には、消防局の協力により救急搬送を行った。

5類感染症移行に伴い、令和5年5月7日をもって調整本部の体制は終了となり、医療機関間により行われる入院調整を

支援する枠組みとして宮城県新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部を設置し、令和6年3月31日まで支援体制を維持した。

宿泊療養施設については令和5年5月7日をもって終了し、高齢者のための宿泊療養施設のみ令和5年8月末まで運用を継続した。

#### (4) 自宅療養者への支援

新型コロナウイルス陽性者で自宅療養をする方を対象とし、自宅療養生活の支援、外出機会低減による市民不安解消を図ることを目的に、食料品・生活用品の配送事業を令和3年1月20日から実施した。また、自宅療養者が自ら健康状態を確認できるようにするために、パルスオキシメーターの配送事業を令和3年1月18日から実施した。

また、令和4年1月17日からは、直接確認を要すると保健所支所が判断した患者に対し、自宅療養支援チーム（看護師・市職員・オンコール医師）による訪問健康観察を実施した。

令和4年1月29日からは、夜間において、自宅療養をする方からの症状に関する相談に対応し、不安の解消や外来受診等の必要性を判断することを目的に、仙台市新型コロナ自宅療養者向け夜間相談ダイヤルを設置した。

これらの自宅療養者への支援事業は、令和5年5月7日をもって終了した。

支援実績（事業開始から令和5年5月7日まで）

|               | 件数                          |
|---------------|-----------------------------|
| 食料品・生活用品の配送   | 一般向け 55,009 件、乳幼児向け 3,854 件 |
| パルスオキシメーターの配送 | 9,702 件                     |
| 訪問健康観察の実施     | 499 件                       |
| 夜間相談ダイヤル      | 3,020 件                     |

（資料：予防企画課）

#### (5) 帰国者・接触者外来設置等助成金事業

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を検査体制の整った医療機関へ確実につなぐため、仙台市内の帰国者・接触者外来を設置している医療機関による本市依頼の受診調整（行政検査）に対し、検体採取体制確保及び検体採取の実績数に応じた助成金の交付を令和2年度から令和4年度まで行った。

#### (6) 発熱患者対応医療機関の確保

〇かかりつけ患者以外の発熱患者の受け入れを躊躇する診療所が増加し、かかりつけ医を持たない発熱患者が受診困難となっていたことから、仙台市医師会等と連携し、令和2年7月1日からコールセンターにて発熱時に受診可能な医療機関の情報提供を行ってきたが、令和6年3月31日をもって当該対応を終了した。

〇令和2年3月6日に新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査の保険適用が開始となり、9月1日以降、行政検査として検体採取及び検査を実施し、かつ、コールセンターにおける発熱患者への情報提供に同意した診療所に対し、検査実施数に応じ、補助金の交付を行った。この補助金の交付は、令和5年5月7日をもって終了した。

〇初期救急医療機関の診療体制強化として、令和2年のゴールデンウィークと11月1日以降の土日祝日及び年末年始に、臨時的に仙台オープン病院において発熱など軽症者の外来診療を実施した。令和3年度からは通年で土日祝日及び年末年始に実施していたが、令和5年5月7日をもって終了した。

#### (7) 医療用資器材の確保

医療機関において新型コロナウイルス感染症対策に必要となるマスクなどの医療用資器材が不足かつ調達困難となり、仙台市医師会から医療用資器材の提供要請を受けたことから、N95マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン、ニトリルグローブ、手指消毒剤等を本市が独自に調達し、市内医療機関に対し令和2年5月から継続的に配付を行った。令和3年度以降は、需要に対し安定した供給がなされるようになり、医療用資器材が急遽大量に必要となった例はなかった。

## 2 検査体制の確保

#### (1) PCR検査体制の確保

令和2年2月からPCR検査を開始し、同年10月からは1日最大240件の対応を可能とし、これを365日体制で継続してきた。

仙台市医師会や東北大学、宮城県と連携したドライブスルー方式での検体採取やその他の帰国者・接触者外来での検体採

取の実施、クリニック等に検査受入を依頼するなどにより必要な検査体制を確保した。また、令和3年3月の陽性者急増に伴い濃厚接触者や検査対象者等も急増したため、令和3年3月25日から令和4年6月14日までドライブスルー方式の臨時検査場を設置した。さらに、感染が拡大した令和3年8月～9月、令和4年1月～3月には、臨時検査場で小児や重症患者等も対応できる検査体制としたほか、令和4年1月から自宅に検査キットを届けて検体採取を行う手法を充実させるなど、迅速に検査ができる体制を整えた。

これらのPCR検査体制の確保は、令和5年5月7日をもって終了した。

## (2) 変異株への対応

### ① 遺伝子解析と流行株

新規変異株の把握等を目的として、遺伝子解析機器(NGS)を用いた遺伝子解析を実施してきた。令和3年はデルタ株が流行し、令和4年はオミクロン株のBA.1系統からBA.2系統、BA.5系統、令和5年はXBB系統への置き換わりが見られた。直営で行った検査件数は、令和3年度は、1,794件、令和4年度は4,865件、令和5年5月8日の5類感染症移行後も引き続き解析を行っており、令和5年度は2,923件実施した。

### ② 変異株スクリーニング検査

国内外において新たな変異株が確認された際には、早期探知や置き換わり状況の把握を目的として、遺伝子解析よりも早期に結果が確認できる変異株スクリーニング検査を実施してきたが、新型コロナウイルスの変異が多様になり、変異株スクリーニング検査では状況把握が難しくなってきたことから、検査は令和4年5月30日で終了した。

## 3 保健所の体制強化

### (1) 人員体制の確保と業務集約化

新型コロナウイルス感染症対応のため、保健所業務が急激に増加したことから、令和2年2月以降、順次保健所の人員を増強するとともに、令和2年10月から保健所の組織を拡充。加えて、必要な応援職員を配置するなど、全庁的な支援体制を構築した。また、令和4年4月以降、会計年度任用職員や派遣社員、外部委託を積極的に活用し、保健所・保健所支所業務の効率化と負担の軽減に努めた。令和6年度から今後の様々な感染症の発生に備えた保健所の体制強化を図るため、保健所組織を再編し、予防企画課、感染症対策課、医務業務課を新設した。

### (2) 各区保健所支所への専門職の派遣

新型コロナウイルス感染症対応により、業務が大幅に増加した各区保健所支所の負担軽減のため、民間の看護師人材派遣会社と契約し、看護師の派遣を行ったほか、市内の看護学科を設置している大学等の協力をもらい、IHEATの派遣調整を行った。

なお、令和4年度末をもって派遣は終了した。

### (3) 仙台市感染制御地域支援チーム

施設等で感染症の集団発生が確認された場合に、施設に対して感染制御に関する助言及び指導を行う等の目的で、令和2年7月に感染症の専門家を委員とする仙台市感染制御地域支援チームを設置した。

活動としては、クラスター等が発生した施設の感染制御について派遣要請があった際に、委員による施設現地指導を実施しており、5類感染症移行後も要請に応じて派遣できる体制を整えている。

また、市内の感染症発生状況等について週1回モニタリング会議を開催し、市内感染状況のとりまとめや市民への感染対策の呼びかけについての委員の助言に基づき、仙台市新型コロナウイルス感染症週報・月報の作成、公表を行った。5類感染症移行に伴い、モニタリング会議の開催は5月10日(書面開催)をもって終了した。

## 4 ワクチン接種体制の確保

新型コロナウイルス感染症の発症を抑制するとともに、重症化予防を図るため、希望する市民に対する速やかなワクチン接種に向けて、令和3年1月25日付で「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置。医療機関等との調整や接種会場の確保及び運営、市民への情報提供等を行い、特例臨時接種期間が終了した令和6年3月31日まで初回接種(1・2回目)や追加接種(3～7回目)を実施した。

## 5 障害者・高齢者施設等への支援

### (1) 感染防止対策の推進(対策の周知徹底、対策状況の確認)

福祉施設等における感染症発生及び集団感染への拡大を予防するため、施設の設置者、管理者及び職員に対する必要な知識・技術についての情報発信や相談対応を行う等、感染拡大防止策の周知徹底を図っている。

## (2) 感染対策研修等

### ○新型コロナウイルス感染症防止対策相談・支援業務委託

内容：障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として宮城県と本市共同で公益社団法人宮城県看護協会に業務委託を行い、相談対応窓口を設置、障害者施設からの個別の相談対応や専門家の派遣によるゾーニング実地指導、研修会等を実施。なお、令和5年度末をもって業務委託は終了。

委託先：公益社団法人宮城県看護協会

障害者施設からの相談件数（令和5年度）：52件（うち本市分33件）

障害者施設への専門家派遣実績（令和5年度）：21件（うち本市分8件）

障害福祉サービス事業所等の新型コロナ感染症対策研修会：令和5年6月、11月

## (3) 助成等による支援（(4)及び(5)を除く。）

○高齢者福祉施設・事業所への支援として、感染判明時に、必要な施設・事業所に対し手袋やガウン等を配布した。

○福祉サービス事業所・施設に対し、感染症の発生や、拡大防止のために休業やサービスの一時休止を行うなど、サービスの実施が困難な状況となった場合でも感染症対策を徹底しながらサービス提供を継続するためのかかり増し経費の支援を行った。高齢者施設・事業所については、令和2年7月から申請を受け付け、令和2年度には28施設分36,367千円の交付決定を行った（令和3年度以降は宮城県が実施主体となったため、本市は実施なし）。障害者施設・事業所については、令和2年10月から申請を受け付け、令和2年度には6施設分1,164千円、令和3年度には27施設分5,718千円、令和4年度には83施設分19,520千円、令和5年度には14施設分5,565千円の交付決定を行った。

## (4) 仙台市福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金の交付

エネルギー価格高騰による影響が大きい福祉施設等の負担を軽減するため、令和5年4月から令和6年3月までの間に福祉施設等において使用した光熱費等に要した費用について補助金を交付した。

|      |            |         |           |
|------|------------|---------|-----------|
| 交付実績 | 障害児者施設     | 682施設   | 103,497千円 |
|      | 高齢者施設      | 1,080施設 | 265,612千円 |
|      | 救護施設       | 2施設     | 4,000千円   |
|      | 日常生活支援住居施設 | 2施設     | 384千円     |

## (5) 仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金などの交付

食材料費が高騰する中、福祉施設等において利用者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供するため、令和5年4月から令和6年3月までの間の食材料費の物価上昇分に相当する費用について補助金を交付した。

|      |               |       |           |
|------|---------------|-------|-----------|
| 交付実績 | 障害児者施設        | 335施設 | 110,022千円 |
|      | 高齢者施設         | 638施設 | 548,125千円 |
|      | 救護施設          | 2施設   | 11,150千円  |
|      | 日常生活支援住居施設等   | 4施設   | 2,650千円   |
|      | 高齢者食の自立支援サービス | 17事業者 | 21,930千円  |
|      | 高齢者配食サービス     | 3事業者  | 2,654千円   |
|      | 障害者配食サービス     | 12事業者 | 411千円     |

## (6) 施設職員等に対する検査

令和3年4月より、感染による重症化のおそれが高い高齢者や障害者の利用する施設・事業所に勤務する職員を対象として、抗原検査を実施し、陽性者を速やかに療養につなげ、施設内での感染拡大の防止を図った。なお、令和5年度末をもって抗原検査は終了した。

## 6 その他、市民生活への支援

### (1) 傷病手当金の支給

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染（感染が疑われる方も含む）し、療養のため一定期間仕事を休んだことにより給与等が支払われなかった方を対象として、傷病手当金を支給した。

各被保険者の傷病手当金支給状況（令和5年度実績）

|           | 支給者数 | 支給額   |
|-----------|------|-------|
| 国民健康保険    | 15人  | 381千円 |
| 後期高齢者医療制度 | 4人   | 66千円  |

〈資料：保険年金課〉

### (2) 国民健康保険料等の減免

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険について、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の基準を超える収入の減少があった世帯等を対象に、令和5年5月1日以降に納期限が到来する保険料について、減免措置を行った。なお、令和4年度分保険料を最後に減免措置は終了した。

国民健康保険料等の減免状況（令和5年度実績）

|            | 減免世帯数・減免者数 | 減免額     | 申請期限       |
|------------|------------|---------|------------|
| 国民健康保険料    | 37世帯       | 3,228千円 | 令和5年11月30日 |
| 後期高齢者医療保険料 | 7人         | 558千円   | 令和5年6月30日  |
| 介護保険料      | 5人         | 189千円   | 令和5年11月30日 |

〈資料：保険年金課、介護保険課〉

### (3) 生活困窮者支援（わんすてっぷ）

生活困窮者を対象としたワンストップの相談窓口について、新型コロナウイルス感染症の影響により増加した対象者に対応するため、大型連休期間や年末年始期間の開所、令和2年6月から訪問や関係機関への同行支援を行うアウトリーチ支援員の配置などにより支援体制の強化を図った。

### (4) 住居確保給付金の支給

離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行っている。

令和5年度実績 受給世帯数 延べ1,780世帯 支給額 67,191千円

### (5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の特例貸付における再貸付を終了した世帯などで一定の要件を満たす世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。本市では、令和3年7月1日から「仙台市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター」を開設し、申請の受付を行った。令和4年12月末で申請期間が終了した。

令和4年度実績 支給決定者数（初回及び再支給） 2,288人 支給額 507,580千円

### (6) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び冬季生活助成金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度の住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を支給した。あわせて、エネルギー価格の高騰による影響が特に大きい生活困窮者世帯に対し、灯油購入費等として冬季生活助成金（1世帯あたり5千円）を支給した。

また、新たに令和4年度の住民税が非課税となった世帯等へ臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を支給した。

**(7) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等への負担軽減を図るため、令和4年度の住民税非課税世帯等へ緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を支給した。

**(8) 住民税非課税世帯等への緊急支援給付金の支給**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯等への負担の軽減を図るため、令和4年度又は令和5年度の住民税非課税世帯等へ1世帯あたり3万円を支給した。

令和5年度実績 支給対象世帯数 124,683世帯 支給額 3,740,490千円

**(9) 低所得世帯への物価高対策緊急支援給付金**

物価高騰に直面し、大きな影響を受ける低所得世帯への負担の軽減を図るため、令和5年度の住民税非課税世帯へ1世帯あたり7万円、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯あたり10万円を支給した。

令和5年度実績

住民税非課税世帯 支給対象世帯数 111,820世帯 支給額 7,827,400千円

住民税均等割のみ課税世帯 支給対象世帯数 5,019世帯 支給額 501,900千円